

NYT（南砺市若手教師）道場 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、NYT（南砺市若手教師）道場と称する。

(事務局)

第2条 本道場の事務局は、南砺市教育センター（南砺市荒木 1550 番地）に置く。

(目的)

第3条 本道場は、南砺市内の若手教員及び保育士が職場・校種の枠を越えた仲間をつくり、自主研修を通して、教育者としての資質や豊かな人間性の向上、会員相互のネットワークづくりを目的とする。

(活動)

第4条 本道場は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。時間帯は、勤務時間外とする。

- (1) 年間数回の定例研修会
- (2) 会員の親睦を図る活動
- (3) その他、この会の目的達成に必要な事業

第2章 組織及び運営

(会員)

第5条 本道場は、南砺市内の保育園、認定こども園、小学校、中学校に勤務する採用6年目までの保育士、教員、講師等とし、本道場の目的に賛同する者とする。

(役員)

第6条 本道場には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名
- (3) 会計 1 名
- (4) 理事 委員長・副委員長、会計以外の6年次

2 役員は、次の方法で選出する。

- (1) 役員は原則として小中学校の6年次の者とし、会員の中で互選する。
- (2) 役員の任期は1年とし、再任してもよい。
- (3) 役員の任期満了後も後任者が選出されるまでその職務を行う。

3 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、この会を代表し会務を総理する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 役員は、本会の運営について協議する。

(会計)

第7条 一人年間1,000円程度とし、研修会運営の費用及び活動に係る保険料に充てる。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第3章 会議

(総会)

第8条 総会は、当該年度の第1回定例会をもって充てる。

2 総会は、この規約に定めるもののほか、次のことを協議するものとし、議案は出席会員の過半数により決する。

- (1) この会の運営に関する事
- (2) 会費の執行に関する事
- (3) 規約の改正に関する事
- (4) その他、重要な事項に関する事

(役員会)

第9条 委員長は必要に応じて、役員会を開くことができる。

附則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。